

令和2年 第1回
茨城県南水道企業団議会
定例会会議録

(令和2年2月7日)

茨城県南水道企業団議会

令和2年 第1回
茨城県南水道企業団議会定例会会議録

令和2年2月7日（金） 午後1時30分 開 会

議事日程

日 程 第 1. 会議録署名議員の指名

日 程 第 2. 会期決定の件

日 程 第 3. 議案第 1 号 茨城県南水道企業団監査委員条例の一部を改正する条例について

議案第 2 号 茨城県南水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例について

議案第 3 号 茨城県南水道企業団の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 4 号 茨城県南水道企業団企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第 5 号 茨城県南水道企業団行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例について

議案第 6 号 令和2年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算について

日 程 第 4. 一般質問

出席議員	議長	2番	若 泉 昌 寿	議員
		1番	大 越 勇 一	議員
		3番	鈴 木 勝 利	議員
		4番	北 島 登	議員
		5番	杉 森 弘 之	議員
		6番	柳 井 哲 也	議員
		7番	久米原 孝 子	議員
		8番	石 引 礼 穂	議員
		9番	椎 塚 俊 裕	議員
		10番	伊 藤 悦 子	議員
		11番	関 川 翔	議員
		12番	岩 澤 信	議員
		13番	染 谷 和 博	議員
		14番	結 城 繁	議員

欠 席 議 員

なし

説明のための出席者

藤井信吾	企業長
中山一生	副企業長
根本洋治	副企業長
佐々木喜章	副企業長
雑賀勇	事務所長
秋田浩樹	次長
野中治	次長兼会計課長
山本信之	経営企画課長
川井克治	業務課長
倉島正彦	給水課長
本多裕之	施設課長
腰塚信行	配水課長

茨城県南水道企業団議会事務局

野友省男	局長
小嶋哲夫	係長
平野恵美	書記
谷田昇明	書記

令和2年第1回茨城県南水道企業団議会定例会提出議案

- 議案第1号 茨城県南水道企業団監査委員条例の一部を改正する条例について
議案第2号 茨城県南水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例について
議案第3号 茨城県南水道企業団の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第4号 茨城県南水道企業団企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例について
議案第5号 茨城県南水道企業団行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例について
議案第6号 令和2年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算について

令和2年第1回茨城県南水道企業団議会定例会
議案質疑

議員	質問の要旨
1 杉森 弘之	1 議案第4号 1. 第12条の2第2項第2号 ①「午前零時から午前5時まで」はなぜ「午後10時から翌日の午前5時まで」としないのか（労基法第37条第4項）
2 北島 登	1 議案第1号、茨城県南水道企業団監査委員条例の一部を改正する条例について 1. 改正案第2条および第3条のただし書きに「特別の事由があると認められるとき」とあるがどんな事由が該当するのか 2. その理由について具体的に記載し、限定する必要があるのではないのか 2 議案第4号、茨城県南水道企業団職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例について 1. (1)の「臨時又は緊急の必要その他の公務」とはどのような公務なのか 2. 週休日等に勤務した場合の給与計算は1日当たりの計算なのか時間当たりの計算なのか 3. (2)では「午前零時から午前5時」とあるがなぜこの時間に限るのか 3 議案第6号、令和2年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算について 1. 企業債の起債の時期及びその金額、利率は 2. 基本料金10m ³ 以下の使用者の割合及び平均使用量 3. 実際の使用量を10m ³ までの金額差を算定すると1件当たりの月額と総額はいくらか 4. 経営戦略プランとの比較 ①事業収益及び費用と戦略プランの差額の理由 ②資本的収入で企業債の差額の理由と企業債償還金の減額理由
3 伊藤 悦子	1 議案第2号について 1. 条例改正の理由について 2. 改正の具体的内容について

	<ul style="list-style-type: none"> ①事業者数と令和2年度の更新数は ②更新期間と更新の順番は ③更新料10,000円の根拠と近隣自治体の更新料は <p>2 議案第6号について</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 令和2年度における鉛管、石綿管の改修予定について 2. 茨城県南水道企業団水道事業会計予算執行計画書 <ul style="list-style-type: none"> ①P27下水道料金徴収事務負担金の内容について ②P37工事請負費、庁舎内設備工事とその内容について ③P30委託料増額について ④P37工事請負費配水管布設替工事について ⑤P33水道運営審議会支援業務委託費用について
--	---

一 般 質 問

議 員	質 問 の 要 旨
1 杉森 弘之	1 会計年度任用職員制度 <ol style="list-style-type: none"> 1. 当企業団における常勤と臨時非常勤の実数・比率 2. 会計年度任用職員への移行予定 3. 同職員の処遇（報酬、期末手当、夏季休暇、年休の繰越等） 4. 条例または規程 2 ハラスメント対策 <ol style="list-style-type: none"> 1. ハラスメントの発生状況 2. ハラスメント発生の際の対処法 3. ハラスメント防止条例
2 北島 登	1 水道運営審議会での説明資料について <ol style="list-style-type: none"> 1. 説明資料は料金体系の変更と水道料値上げの誘導になっていないか <ol style="list-style-type: none"> ①審議会の資料48ページの料金比較のグラフで選択している自治体の選択基準 ②同資料147～148ページの料金改定の事業体リストで少数ながら値下げしている自治体があるがどのようにして値下げできたのか紹介すべきではないか 2. 必要な施設の更新を進めなかった理由 3. 老朽施設の更新費用で交付金の率が低い理由
3 伊藤 悦子	1 有収率向上と漏水対策について <ol style="list-style-type: none"> 1. 有収率の状況 5年間 2. 向上に向けての対応と漏水対策について 2 普及率の向上について <ol style="list-style-type: none"> 1. 普及率の状況 各地域 2. 向上に向けての対応は 3 浄水費の引き下げの取り組みについて <ol style="list-style-type: none"> 1. 浄水費の引き上げについて 2. 令和2年度の契約水量と予想される使用量との差は 3. 浄水費引き下げの要望の取り組みは

午後 1時30分 開 会

○若泉昌寿 議長

皆さんこんにちは。ご苦労さまでございます。

それでは、ただいまから令和2年第1回茨城県南水道企業団議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数14名でございます。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

これから本日の会議を開きます。

◇日程第1 会議録署名議員の指名

○若泉昌寿 議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第97条の規定によって、3番、鈴木勝利議員、4番、北島登議員、両名を指名いたします。

◇日程第2 会期決定の件

○若泉昌寿 議長

日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日限りにしたいと思っております。ご異議ございませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

○若泉昌寿 議長

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日1日限りと決定します。

◇日程第3 議案第1号～議案第6号

○若泉昌寿 議長

日程第3、議案第1号から議案第6号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。藤井信吾企業長。

<藤井信吾 企業長 登壇>

○藤井信吾 企業長

本日は、令和2年第1回茨城県南水道企業団議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、公私ともにご多用中にもかかわらず、ご参集をいただき、厚く御礼を申し上げます。

本会議に先立ちまして一言ご挨拶申し上げます。昨年9月にございました牛久市の市長選挙におきまして根本洋治氏が再選されましたことにつきまして、心よりお祝い申し上げます。

また、さきの取手市議会議員一般選挙におきまして見事にご当選を果たされました議員の皆様方にも、心からお喜びを申し上げます。

今後も、当企業団の健全なる運営のために、随時適切なご意見、ご提案、ご提言をいただき、企業団がより一層経済性を発揮し、公共の福祉を増進するため、引き続きご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、令和元年8月より開催されております茨城県南水道企業団水道運営審議会につきましては、本日までに3回の審議が行われ、当企業団の取り組みや施設更新の進捗状況、財政状況並びに水需要予想に基づいた今後の運営方針につきまして、委員の方々と活発な議論が交わされたところでございます。詳細につきましては、当企業団ホームページに議事録も公開されておりますので、ご参照くださいますようお願い申し上げます、ご報告とさせていただきます。

次に、9月に発生をいたしました台風15号は、記録的な強風により、特に千葉県に甚大なる被害をもたらし、最大で64万を超える世帯が停電、10万を超える世帯が断水となる非常に大規模な災害が発生いたしました。

また、停電につきましては、送電線の損壊が予想を大きく上回るものであったため、復旧にも長期間を要し、最終的には2週間以上も停電が続く地域があったと報告されていたところでした。

さらに、追い打ちをかけるように10月には台風19号が発生をし、記録的な大雨により洪水や土砂崩れなどの大規模な災害が各地で発生し、当企業団においても、一時、藤代配水場が停電となり、自家発電により対応しなければならない状況も発生をいたしました。

また、その翌日には、日本水道協会茨城県支部より、常陸大宮市の浄水場が水没をし、断水となっているとの連絡があり、当企業団からの職員派遣を決定し、10月13日から18日にかけて給水支援業務を実施いたしました。被災された地域の一日も早い原状回復を心よりお祈り申し上げますところであります。

記録的観測史上最高という言葉で形容される規模を有した台風が、毎年のように、しかも連続して通過することが恒常化をしてきたところでした。近年のこういった異常気象を見ますと、水道の災害対策といえば、これまで地震対策が中心であり、いかに耐震性を備え、大規模な地震が発生した場合でも供給が可能な体制を構築することが最優先となっていたところですが、これに加えまして、台風災害による強風、洪水による配水場の水没、停電に対する対策も重要かつ喫緊の課題であると改めて認識させられるものであります。水道利用者の皆様へ安心かつ安定的な上水道の供給に向けて、このような新たな課題の解決に鋭意取り組み、より一層信頼いただける事業運営を目指してまいりたいと考えております。

議員の皆様方には、当企業団の事業運営につきまして、より一層のご理解、ご協力をお願い申し上げます、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

それでは、本定例会に上程をいたしました各案件の概要を説明申し上げます。

まず、議案第1号は、茨城県南水道企業団監査委員条例の一部を改正する条例についてであります。

これは、引用例規であります地方自治法から地方公営企業法に変更し、それに伴う所要の改正を行うものであります。

次に、議案第2号は、茨城県南水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例についてであります。

これは、水道法に新たに指定給水装置工事事業者の更新制度が創設されたことに伴い、その更新手数料を新たに制定するものであります。金額につきましては、新規審査と同程度の事務量を予定し、同額の設定となっております。

次に、議案第3号は、茨城県南水道企業団の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

これは、引用条項である地方公営企業法施行令の条文の追加及び地方自治法の条項改正を踏まえ、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第4号は、茨城県南水道企業団企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

これは、管理または監督の地位にある職員が、災害への対処、その他の臨時または緊急の必要により、週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって、正規の勤務時間以外の時間に勤務できるよう改正しようとするものであります。

次に、議案第5号は、茨城県南水道企業団行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例についてであります。

これは、不正競争防止法等の一部を改正する法律により、工業標準化法が改正されたことに伴うもので、日本工業規格が日本産業規格に名称が改められたことから、条例中、引用のある部分について所要の改正を行うものであります。

次に、議案第6号は、令和2年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算についてであります。

この予算書は、地方公営企業法施行規則に定められた様式に基づき作成されております。それでは、様式に従ってご説明申し上げます。

第2条は、当企業団の業務活動の基本的な目標とする業務の予定量を定めたものでございます。給水戸数は10万8,887戸、年間総給水量は2,540万立方メートル、1日平均給水量は6万9,589立方メートル、主要な建設改良事業は、配水管布設替工事16億9,880万7,000円、配水場場内工事4億2,900万円及び配水管布設工事6,446万円等を予定しております。

次に、第3条に定める収益的収入及び支出についてであります。これは企業団の財政

運営に係る経常的な経営活動の収支額を示したものであります。

水道事業収益の総額は61億2,063万9,000円を予定し、前年度予算額と比較しますと1.2%の減となっております。そのうち、企業団の主な財源であります水道料金収入及び加入金収入等の営業収益は56億892万9,000円を予定し、水道事業収益の91.6%を占めております。

次に、営業外収益の総額は5億879万8,000円を予定し、前年度予算額と比較しますと14.7%の減となっております。そのうち、長期前受金戻入は4億896万9,000円を予定し、水道事業収益の6.7%を占めております。

支出につきましては、水道事業費用の総額は58億1,201万2,000円を予定し、前年度予算額と比較しますと3.0%の増となっております。主なものを申し上げますと、営業費用は57億4,769万1,000円で、そのうち茨城県企業局に支払う浄水費は27億8,589万4,000円を予定し、営業費用の48.5%を占めております。営業外費用は6,142万1,000円を予定し、そのうち借入金に対する支払利息は5,941万1,000円であります。

また、特別損失として70万円を計上しておりますが、これは過年度損益修正損で、その中身は過年度の水道料金の調定減となっております。

以上が第3条の収益的収支であります。

続きまして、第4条の資本的収入及び支出についてであります。この予算は、建設改良工事の施工及び企業債の償還等に係るものであります。

収入につきましては、総額で14億2,143万8,000円を予定しております。その内訳といたしましては、企業債の借入金13億円、消火栓等設置工事の負担金800万円、下水道工事に伴う布設替工事の負担金3,473万1,000円、生活基盤施設耐震化等交付金7,870万7,000円となっております。

次に、支出につきましては、総額で26億5,837万6,000円を計上しております。その主な内訳を申し上げますと、拡張事業費として8,096万円、改良事業費として23億6,724万4,000円を予定しております。また、企業債償還金につきまして1億5,867万2,000円を予定しております。

資本的収入及び支出の概要は以上であります。12億3,693万8,000円の支出資金が不足いたしますので、その補填財源につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2億4,307万1,000円、過年度分損益勘定留保資金9億9,386万7,000円を予定しております。

次に、第5条は企業債についてであります。起債の方法、目的及び利率等を定めたものであります。配水管等整備事業の財源といたしまして、13億円を限度とした企業債の借入れをするものであります。

次に、第6条は営業費用、営業外費用及び特別損失との間で各項の経費の金額を流用することができることを定めたものでございます。

次に、第7条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費についてであります。職員給与費が5億4,005万1,000円、交際費が21万円となっております。その経費の性質上、予算の流動的な執行になじまない経費として定めたものでございます。

次に、第8条は他会計からの補助金についてであります。構成市町の一般会計より、児童手当負担金として297万4,000円の補助を受けるものであります。

次に、第9条は、たな卸資産購入限度額であります。6,131万4,000円を予定しております。たな卸資産である材料と量水器については、企業団の経営活動に支障を来さないように常に一定の数量を貯蔵品として保管をしており、法に基づき購入限度額を定めておくものであります。

以上が、本定例会に上程をいたしました各案件の概要であります。ご審議の上、適切なご議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○若泉昌寿 議長

以上で提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

通告の順番に発言を許します。5番、杉森弘之議員。

<5番、杉森弘之議員 登壇>

○5番（杉森弘之 議員）

改めまして、こんにちは。牛久市議会の杉森弘之でございます。

私は当初、議案第1号と第4号に関して質疑をする予定でございましたが、議案第1号は既に修正がなされていますので、議案第4号に関してのみ質疑を行います。

議案第4号は、茨城県南水道企業団企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例で、第12条の2、管理職員特別勤務手当第2項を改正するものであります。その内容は、大ざっぱに言えば、これまで管理職員特別勤務手当として、いわゆる休日勤務手当だけを認めていましたが、さらに夜間勤務手当を加えるというような内容のものであります。

具体的には、第2項第2号で、前号に規定する場合のほか、災害への対処その他の臨時または緊急の必要により、週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって、正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合としています。

私は、管理職員にも夜間勤務手当を出せるように改正すること自体には、賛成であります。ここで疑問が湧きますのは、第2項第1号の休日勤務手当に関しては、第10条の一般職員の休日勤務手当と同様に規定しているにもかかわらず、なぜ、第2号の深夜勤務手当に関しては同じにしないのかということでもあります。

一般職員は、第11条、夜間勤務手当で、夜間勤務手当は、正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員に対して支給すると書かれていますが、修正案の管理職員特別勤務手当では、午後10時からではなく午前零時から

になっています。なぜ、そのように違える必要があるのか質問をいたします。

○若泉昌寿 議長

答弁を求めます。雑賀 勇事務所長。

<雑賀 勇 事務所長 登壇>

○雑賀 勇 事務所長

杉森議員のご質問にお答えいたします。

管理職員特別勤務手当支給の時間設定についてであります。これは平成26年の人事院勧告に基づく給与法の改正により、週休日等以外の日の午前零時から午後5時までの間の勤務が支給対象として追加されたものです。構成団体におきましても、地方公務員法の均衡の原則を踏まえて改正しており、同じ時間設定としております。企業団においても、構成団体準拠で運用し、同じ時間での設定となっております。

また、ご指摘の労働基準法第37条第4項についてであります。これは使用者についての深夜割増賃金の規定であり、管理監督者に当たる管理職員には適用されるものではないと考えております。以上であります。

○若泉昌寿 議長

答弁が終わりました。

これで杉森弘之議員の質疑を終わります。

これから質疑を行います。

通告の順番に発言を許します。4番、北島 登議員。

<4番、北島 登議員 登壇>

○4番（北島 登 議員）

皆さんこんにちは。日本共産党、北島 登です。ただいまより質疑を行います。

質疑は三つ、議案第1号、議案第4号、議案第6号について行います。

まず、議案第1号についてですが、茨城県南水道企業団監査委員条例の一部を改正する条例についてです。

改正案の中で、第2条及び第3条のただし書きに、特別の事由があると認められるときとありますけれども、どんな事由が該当するのでしょうか。条例には、監査の請求または要求を受理したときは、60日以内にこれを行わなければならないとしています。改正案の表現では、具体的な事由が示されていないので恣意的な判断ができる余地があります。そういうことがないように、その事由について具体的に記載し、限定する必要があるのではないのでしょうか。

次に、議案第4号についてです。

先ほどの杉森議員の質問と同様の質問になってしまいますが、この臨時または緊急の必要その他の公務とは、どのような公務なのか。災害対応などの事態が想起されますが、そのほか、どんなことを想定しているのでしょうか。

そして、ここからが杉森議員の質問と同様ですけれども、午前零時から午前5時、なぜこの時間に限るのでしょうか。そしてまた、この支給額の決定、算定についてはどのようにしているのか、1日当たりなのか、あるいは勤務時間数で算出するのでしょうか、これをお伺いいたします。

次に、令和2年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算についてです。

まず初めに、企業債13億円となっていますが、これを起債するのは、その時期、そして金額及び利率はどうなるのか、これをお伺いします。

そして次に、水道料金の問題ですが、基本料金が10立方メートルとされています。これまでも、利用者からは使っていない分まで払わされているという声が届いています。特に、ひとり住まいの高齢者は、10立方メートル以下しか使っていない人が多いようです。こうした人は所得が低い人が多く、使っていない分でもやっぱり負担が重いというふうに思われます。基本料金10立方メートル以下の使用者の割合及び平均使用量はどれだけでしょうか、そして実際の使用量と10立方メートルまでの金額の差を算定すると、1件当たりの月額及び全体の総額は幾らになるのでしょうか。

次に、茨城県南水道経営戦略プランとの比較についての質問です。

予算案では、水道事業収益が61億2,063万9,000円、経営戦略プランでは54億4,535万円となっています。営業費用では、57億4,769万1,000円に対し、51億7,590万2,000円、大分差があると。この差額は一体どういうことなのか、その理由をお伺いします。そして同様に、企業債は、13億に対して、戦略プランでは5億円、倍以上の計上となっています。企業債償還金は、1億5,867万2,000円に対して2億2,395万8,000円、これは予算のほうが低いんですが、1年前に作成されたばかりの戦略プランと予算案のこうした差額はなぜ生じたのでしょうか。ここが余りにも違えば、戦略プランのシミュレーション自体の信頼性が薄くなるので、この点を、その理由をお示しくくださいますようお願いいたします。

以上で質問を終わります。

○若泉昌寿 議長

答弁を求めます。秋田浩樹次長。

<秋田浩樹 次長 登壇>

○秋田浩樹 次長

北島議員のご質問にお答えいたします。

初めに、議案第1号 茨城県南水道企業団監査委員条例の一部を改正する条例について、特別の事由があると認められるときとあるが、どんな事由が該当するのかの質問であります。今回の改正につきましては、基本的に構成団体の条例を参考に改正しております。このただし書きの特別の事由についても、構成団体を参考とし、どの構成市町も同様の取り扱いとしております。特別の事由につきましては、監査委員の急病、事故、急逝など、不測の事態が想定されるものと考えております。

次に、その理由について具体的に記載したほうがよいとのご質問であります。監査委員には、人格が高潔で識見もすぐれている方々を選任させていただいておりますので、その監査委員の方々のご判断にお任せしたいと考えております。

次に、議案第4号 茨城県南水道企業団職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例について、(1)の臨時または緊急の必要その他の公務とはどのような公務なのかについてであります。企業団内外の大規模漏水や災害時を想定しております。

次に、週休日等に勤務した場合の給与計算は、1日当たりの計算なのか、時間当たりの計算なのかですが、1回当たりの設定になっており、その勤務時間が6時間を超える場合は、その額に100分の150を、3時間未満の場合は100分の50を乗じて得た額を設定し、規則で定める予定でございます。

続きまして、午前零時から午前5時までとあるが、なぜこの時間に限るのかについてですが、先ほど杉森議員のご質問にお答えしたとおりです。

次に、企業債の起債の時期及びその金額、利率についてであります。起債の時期及び金額につきましては、現金の保有状況や支出の予定によって決定していくことになります。

令和2年度におきましては、予定されている支払いに対し現金を十分に確保できていることと年度途中で記載をすると年度末に利息が発生してしまうことから、支出を抑制するために年度末の借入れを予定しております。また、その金額については、第5条予算で定めている年度額13億円の中で、工事の発生状況や内部留保資金残高等によって決定いたします。

利率につきましては、毎月変動しておりますが、予算編成時の利率が0.3%でありましたので、令和元年度末に起債する分は利率を0.4%として計算し、令和2年度の支払い利息に計上しております。令和2年度末の利率につきましては、1年以上先の金利動向次第であります。こちらも第5条予算で定めているとおり、1.5%以内の起債をいたします。

次に、基本料金10立方メートル以下の使用者の割合及び平均使用水量についてであります。平成30年度決算の数字で申し上げますと、用途が家事用である利用者のうち33%が1月の使用水量が10立方メートル以下であり、平均使用水量が5.2立方メートルとなっております。

内訳につきましては、家事用の年間調定件数が124万2,878件に対して、10立方メートル以下の調定数が41万750件であり、その41万750件の総使用水量が214万8,962立方メートルとなっております。

次に、実際の使用水量を10立方メートルまでの金額差を算定すると、1件当たりの月額と総額は幾らについてあります。家庭用の基本料金は10立方メートルで税抜き1,400円となっております。これに対して、ゼロから9立方メートルの調定件数約37万件について基本料金の金額差を仮に算定してみたところ、総額が2億7,419万5,320円、1件当たりの月額が745円となりました。基本料金につきましては、使用水量の有無にかかわらず、

発生する費用を賄うために設定されております。

算定したとおりに、5立方メートルしか使用していないので、半額の700円にするというわけにはいかず、固定的に発生する費用に対して十分な収入を得られず、安定した経営を持続していくことが困難になってしまいます。

しかしながら、現行の料金体系は昭和59年から変わっておりません。当時から需要者の生活スタイルや使用形態が変化している中で、料金体系についてもより公平なものに変えていくべきだと考えておりますので、基本水量や基本料金のあり方についても、水道運営審議会において協議していただけるよう資料、情報を提供してまいります。

次に、令和2年度予算案における事業収益及び費用と経営戦略プランとの差額の理由についてであります。経営戦略プランの水道事業収益及び水道事業費用は、決算を基本としているため消費税抜きの表示となっております。また、予算は消費税込みの表示となっているため、その誤差が生じております。

次に、資本的収入で企業債の差額についてであります。経営戦略プランにおける毎年の企業債の発行額につきましては、基本的には内部留保資金の適切な水準を維持しつつ、給水収益対企業債残高比率の水準も考慮しながら、配水施設及び管路更新計画に基づいて、予想される費用に応じて発行するよう計画しております。

しかしながら、実際の更新事業におきましては、工事の進捗状況や個々の施設の老朽化の状況により、更新優先度が常に変動しており、これに応じ、企業債の発行額も変動することになります。この点につきましては、今後の更新事業を進めていくに当たり、計画との乖離は、ある程度解消されるものと考えております。

企業債償還金の減額理由につきましては、企業債借り入れにおいて、経営戦略プラン策定時に予定していた額より少なく借り入れておりますので、償還額はこの予算額のおりとなっております。

経営戦略プランにつきましては、今後も毎年、目標の達成状況や事業の進捗状況等の検証、分析をしながら、5年を目途に見直しを図ってまいります。以上であります。

○若泉昌寿 議長

答弁が終わりました。4番、北島 登議員。

<4番、北島 登議員 登壇>

○4番（北島 登 議員）

2回目の質問です。

議案第1号の監査委員条例の一部を改正する条例についてですが、監査委員の判断によるというようなことですけれども、やはり恣意的判断とならないように、やむを得ない事由、これは限定すべきではないでしょうか。条例で定めることがそぐわないということならば、その規則あるいは運営細則など、そういったもので定めることは考えているでしょうか。

○若泉昌寿 議長

答弁を求めます。山本信之経営企画課長。

<山本信之 経営企画課長 登壇>

○山本信之 経営企画課長

北島議員のご質問にお答えいたします。

監査委員条例の一部を改正する条例について、理由について具体的に記載し、恣意的にこの規定を解釈することを限定する必要があるのではないかとのご質問でございますが、今回の地方自治法の改正は、地方公共団体の監査水準を一定に保つことを目的として、監査委員に基準書及びこれに基づく計画書の策定が義務づけられております。

ご質問のあった件につきましても、当該指針を踏まえた監査基準が監査委員によって策定されることで、一定の水準が確保されるとともに、監査結果の比較可能性が担保され、客観的な評価を可能とすることで、水道利用者の監査等に対する信頼が高まることにつながるものと考えております。以上であります。

○若泉昌寿 議長

答弁が終わりました。

これで北島 登議員の質疑が終わります。

これから質疑を行います。

通告の順番に発言を許します。10番伊藤悦子議員。

<10番、伊藤悦子議員 登壇>

○10番（伊藤悦子 議員）

日本共産党の伊藤悦子です。2議案について質疑を行います。

初めに、議案第2号 茨城県南水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例についてです。

この条例改正は、指定給水装置工事事業者の更新手数料を設けることです。そこで、お伺いをいたします。一つ目に、条例改正の理由について、二つ目に、改正の具体的内容についてです。

その1点目は、現在の事業者数と令和2年度の更新件数について、2点目は、更新期間、更新の順番などの更新スケジュールについてです。3点目は、更新料1万円の算出根拠と近隣自治体の更新料についてお聞きします。

2番目に、議案第6号令和2年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算について、一つ目に、利用者に安全安心の水の供給が求められています。安全な給水管への切りかえに、令和2年度の鉛管、石綿管の改修についてどのような状況なのか、お伺いいたします。

二つ目には、茨城県南水道企業団水道事業会計予算執行計画書についてです。

1点目、27ページ、下水道料金徴収事務負担金は前年度予算より増額であります。その内容についてです。

2点目に、30ページ、委託料についてです。委託料が前年度よりも大幅な増額になっていますけれども、特に配水場運転監視保守管理業務委託は、前年度予算より約4,600万増で約2.2倍です。その理由について。管網計画及び基本計画設計業務委託は、前年度予算より2,100万円増で約2.67倍です。その理由についてです。

3点目は、37ページ、工事請負費、配水管布設工事、昨年度予算に比べて大幅減です。その理由についてお伺いをします。あと、工事請負費、庁舎内設備工事の内容についてお伺いをいたします。

○若泉昌寿 議長

答弁を求めます。雑賀 勇事務所長。

<雑賀 勇 事務所長 登壇>

○雑賀 勇 事務所長

伊藤議員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、議案第2号の条例改正の理由につきましては、平成27年度に、厚生労働省の指定給水装置工事事業者制度に関わる検討会から、取りまとめの報告がございました。この中で、現行の指定給水装置工事事業者制度のさまざまな課題が指摘され、それらの解決策として、昨年10月に水道法の改正が行われ、これに伴い当企業団の給水条例を今回改正するよう提案いたしました。

平成10年の事業者制度の開始より、当企業団の全体の事業者数は約460件であります。その中で、令和2年度の更新対象は平成10年4月1日から平成11年3月31日までに認定された事業者が対象となり、件数は113件となっております。

更新期間は、今回の水道法の改正で新たに5年と設定され、更新の順番につきましては、更新事務を一括して行うことは、事業者数が多いため困難であることが想定されます。5年の猶予期間が設定されており、毎年、順次行うことと定めております。

更新料1万円の内訳につきましては、事業者証及び納付書の発行費用、通知などの郵便代、台帳及びホームページの管理費用、講習会及び更新審査作業の人件費等を積算し、金額を設定しました。また、新規審査と同程度の事務量となりますので、新規審査と同額の設定としております。近隣の事業体であります、つくば市、土浦市ともに1万円となっております。

次に、令和2年度における鉛給水管と石綿管の改修予定についてお答えいたします。

まず、鉛給水管の布設替工事についてであります。約400件の取りかえを予定しております。内訳といたしまして、取手市、牛久市、龍ヶ崎市、利根町、それぞれ約100件を取りかえの予定です。

次に、石綿セメント管の布設替工事についてであります。令和2年度の布設替の距離は4,207メートルを予定しております。地区別の内訳といたしまして、取手市が1,620メートル、牛久市が1,331メートル、龍ヶ崎市が1,256メートルです。利根町につきましては、

平成24年の事業統合時に役場担当者より、石綿管の更新については完了している旨、報告を受けております。

次に、下水道料金徴収事務負担金の内容についてであります。

負担金は、下水道料金調定1件当たりの単価を調定件数に乗じて算出しております。この負担金の適正化を図るため、段階的に引き上げた結果、予定額が増加となっております。

平成30年度までの負担金単価は、下水道料金調定1件につき91円、令和元年度が113.35円、令和2年度が135.71円となっております。また、令和3年度からも毎年見直しを行うこととなっております。

総額につきましては、参考資料にお示ししてあるとおり、平成30年度決算額、約1億1,400万円、令和元年度予算額、約1億4,500万円、令和2年度予算額、約1億7,800万円、2年間で約6,400万円の収益増を見込んでおります。

次に、順番は先ほどの伊藤議員の順番とちょっと違いますが、これは通告のほうの順番でさせていただきますよろしいでしょうか。

○10番（伊藤悦子 議員）

はい。

○雑賀 勇 事務所長

次に、庁舎内設備等工事とその内容についてであります。令和2年度は3件の工事を予定しております。

1件目は、北棟1階のトイレ改修工事であります。経年劣化に伴い、手洗い水栓の故障や壁タイルの傷みなど、全体的な老朽化が目立つようになっております。また、一般のお客様の使用頻度も高いことから、住民サービス向上も踏まえ、機能面や衛生面向上を兼ね備えた洋式トイレへの改修を予定しております。

2件目は、南棟2階フロアの空調改修工事であります。南棟空調設備は、完成後18年が経過しており、耐用年数をはるかに超えた旧式機器のため部品の調達も難しく、最新の空調設備に改修することで、消費電力が低く、環境に優しい設備への改修が可能となります。

以上の理由から、職場環境の改善と地球温暖化対策の一環とした温室効果ガスの削減を目指し、改修工事を行うものでございます。

3件目は、庁舎の電話回線改修工事であります。現在の電話回線は、経年劣化により、たびたび断線が発生しております。複数の電話機を一つの配線で使用しているため、1カ所で故障が起きると、それにより下部にある複数台の電話機が使えず、たびたび業務が中断することがあります。

今回の改修工事で電話主装置とおのおのの電話機を一つずつ配線することにより、万が一の故障でも故障箇所の特が容易となり、故障時の被害を最小限にとどめることが可能となります。これにより、お客様にご不便をかけることが少なくなり、災害等不測の事態にも対応できる通信設備を備えることができるものと考えております。

次に、委託料増額についてであります。主な要因といたしまして、令和2年度から令和6年度までの配水場等水道施設管理業務委託費の増額であります。

今回の業務委託の中には、前回まで別途外部委託を行っておりました電気事業法で定められております自家用電気工作物の法令点検及び適正な水質の管理を行う水質管理業務を追加しております。また、人件費の高騰も委託料増額の大きな要因であります。

さらに、前回の入札では、5年間で予定価格3億5,764万2,000円に対し、落札率54%の1億9,332万円、今回の入札においては、予定価格5億2,800万円に対し、落札率82.7%の4億3,670万円でした。

単年度当たりで比較しますと、令和元年度予算額が3,902万円、これに対し、令和2年度予算額が8,734万円となり、4,832万円の増額となります。これらの要因により、委託費が増額となっております。

次に、工事請負費、配水管布設替工事についてであります。経営戦略プランでもお示ししておりますとおり、令和2年度より10年間の目標として、石綿管及びビニル管を含めた老朽管の更新を毎年9キロメートル以上を予定しております。それに伴い、工事請負費は、令和2年度は約16億9,000万円計上し、前年度と比較しますと4億2,000万円の増加となっております。

最後の通告書にありますことも述べさせていただきます。

○10番（伊藤悦子 議員）

お願いします。

○雑賀 勇 事務所長

次に、水道運営審議会支援業務委託費についてであります。主な業務内容としましては、将来の財政収支の予測を行うに当たっての条件設定などについての助言、また、それらにより設定した条件に基づく財政収支予測を実際に行っていただくこととなります。

その際、財政収支の均衡を図る必要が生じた場合は、具体的な取り組みも検討しなければなりませんので、この中には、そういった場合の方針策定に係る支援業務を含んでおります。さらには、更新事業を進めていく上で必要となる財源確保の手段などについての助言が主な内容となっております。

職員が作成しております審議会資料についての助言や内容のチェック、さらには、実際に審議会にも出席していただき、今後、審議会での説明する予定の財政収支予測の結果についての補足説明などを必要に応じて行っていただく予定であります。以上であります。

○若泉昌寿 議長

答弁が終わりました。10番伊藤悦子議員。

<10番、伊藤悦子議員 登壇>

○10番（伊藤悦子 議員）

2回目の質疑を行います。

1点なんですけれども、庁舎の修理ということで1階のトイレを洋式トイレにするということなんですけれども、2階なんかも大分古くなっていると思うんですけれども、女性なんかはなかなか使いづらいというところもあります。こういったことについて今後の予定があったら、ぜひお願いしたいということと、今の水道運営審議会の支援業務委託なんですけれども、委託先というのはどのような人なんでしょうか。それと、職員で完全にするというのが難しいのかどうか、改めて伺いたいと思います。

○若泉昌寿 議長

答弁を求めます。雑賀 勇事務所長。

<雑賀 勇 事務所長 登壇>

○雑賀 勇 事務所長

伊藤議員のご質問にお答えします。

まず、2階の女子トイレなんですけれども、これも、来年度は1階の部分ですが、財政状況を見ながら順次かえていこうということは考えております。

それと、委託業務は、今エスティコンサルティングというところに業務委託しております。内容につきましては、企業会計の制度が変わったときからずっと中身を見ていただいて、助言をずっといただいているところでございます。職員だけでそれを全部やり切れるかといったら、いろいろ助言をいただかなければいけないところがあるのは事実だと私も考えておりますので、必要に応じて助言をいただいくつもりではございます。私は必要だと考えて契約しておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上になります。

○若泉昌寿 議長

答弁が終わりました。

これで伊藤悦子議員の質疑を終わります。

これで、議案第1号から議案第6号の質疑が全部終わりました。

◇討論

○若泉昌寿 議長

これから討論を行います。

まず、反対の方の発言を許します。反対の方。4番、北島 登議員。

<4番、北島 登議員 登壇>

○4番（北島 登 議員）

来年度の予算案について、反対を表明し、討論を行います。

来年度予算案、これまでも、たびたび水道料金については、もっと低所得者、生活困窮者、そういったところには配慮する、そういったことをやってほしいと要望を出しておりましたが、なかなかそれに対応した動きがないというようなこと、そして今、水道審議会が行われていますが、今度、一般質問で後からやることにもなるので詳しくは申しません

が、やっぱり水道料金の値上げありきという中でこういった予算が組まれているというふうに感じられます。

どうしてそうなっていくのかということについては、経営状態を見るとなかなか厳しいものがありますけれども、そのほかには、例えば守谷市は昨年、消費税10%の値上げに合わせて2%の水道料金を下げています。そのほかにも下げた自治体はあちこちあるわけがございます。また、料金体系そのものの見直しということも必要かとは思われますが、今度の予算には、そういった配慮あるいは考えについての努力、なかなか感じられない部分があると。

以上の理由で、私は、この議案に対して反対を申し述べ、皆様のご理解を得られますようお願い申し上げます。

○若泉昌寿 議長

反対の方、ありませんか。

<発言する者なし>

○若泉昌寿 議長

次に、賛成の方の発言を許します。そのほかありませんか。

<発言する者なし>

○若泉昌寿 議長

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

◇採決

○若泉昌寿 議長

これから議案第1号から議案第6号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第1号 茨城県南水道企業団監査委員条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を願います。

<賛成者起立>

○若泉昌寿 議長

起立全員です。したがって、議案第1号は原案のとおり可決いたしました。

議案第2号 茨城県南水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を願います。

<賛成者起立>

○若泉昌寿 議長

起立全員です。したがって、議案第2号は原案のとおり可決いたしました。

議案第3号 茨城県南水道企業団の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

<賛成者起立>

○若泉昌寿 議長

起立全員です。したがって、議案第3号は原案のとおり可決いたしました。

議案第4号 茨城県南水道企業団企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

<賛成者起立>

○若泉昌寿 議長

起立全員です。したがって、議案第4号は原案のとおり可決いたしました。

議案第5号 茨城県南水道企業団行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

<賛成者起立>

○若泉昌寿 議長

起立全員です。したがって、議案第5号は原案のとおり可決いたしました。

議案第6号 令和2年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

<賛成者起立>

○若泉昌寿 議長

起立多数です。したがって、議案第6号は原案のとおり可決いたしました。

◇日程第4 一般質問

○若泉昌寿 議長

日程第4、一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。5番、杉森弘之議員。

<5番、杉森弘之議員 登壇>

○5番（杉森弘之 議員）

一般質問を行います。私の一般質問は、企業団の職員の労働環境に関する二つの問題についての質問であります。

第一の質問は、会計年度任用職員制度に関してであります。

周知のとおり、本年2020年の4月1日から、ほとんどの臨時・非常勤職員など非正規雇用職員が対象となる会計年度任用職員制度が始まります。この制度の背景には、自治体職員が1994年の328万人をピークとして、定員適正化やアウトソーシングなどにより、23年連続で減り続け、2006年から2016年までに、自治体常勤職員は約26万人減少し274万人になったこと、そして逆に、臨時・非常勤職員など非正規雇用職員は、同期間に約21万人ふえ64万人になったこと、その結果、常勤職員と同じような仕事をしているにもかかわらず、

雇用の不安定性、賃金の格差や期末手当、退職金の不支給、休暇など福利における差別など、およそ同一労働同一賃金の考え方に反する差別に対する怒りが、全国各地で裁判闘争などの形で頻発しているというようなことがあるようです。しかし、当企業団では、会計年度任用職員制度の関係条例の提案がないようです。

そこで、当企業団の常勤と臨時・非常勤の職員の数と比率はどのようなものなのか、質問いたします。そして、会計年度任用職員制度の関係条例の提案予定はあるのかどうか、また、もしある場合は、会計年度任用職員の処遇についてどのように考えているのか、伺います。

第二の質問は、職場内におけるハラスメント対策についてであります。

厚労省の調査では、ハラスメントの相談件数が毎年、右肩上がりに増加し、2018年には、都道府県労働局への相談だけで8万件を超えています。そのため、2019年、昨年ですが、5月には女性活躍推進法や労働施策総合推進法などのセクハラ・パワハラ防止対策の強化を目的とする、いわゆるパワハラ防止法が成立しました。

ハラスメント、いわゆる嫌がらせは、種類が大変多く、現在35種類ともそれ以上とも言われています。公共サービスの質を向上させるためには、適切な労務管理とともに、職員の労働環境とモチベーションの向上が必要不可欠であります。ハラスメントが横行するような職場に、質の高い公共サービスを期待することはできません。

そこで、県南水道企業団におけるハラスメントの発生状況、ハラスメント発生の際の対処方法、ハラスメント防止のための施策などについて説明を求めます。以上であります。

○若泉昌寿 議長

答弁を求めます。野中 治次長。

<野中 治 次長 登壇>

○野中 治 次長

杉森議員のご質問にお答えいたします。

当企業団における常勤と臨時・非常勤の実数、比率についてであります。当企業団では、現在、臨時、非常勤とも在籍しておりません。よって、常勤職員及び短時間勤務再任用職員で100%となっております。

次に、会計年度任用職員への移行予定であります。現在、対象となる臨時・非常勤職員がいないため、移行予定もございません。また、同職員の処遇についてであります。条例が未制定のため未整備でございます。

続きまして、条例または規程でございますが、現在、対象となる臨時・非常勤職員がいないため早急に制定する予定はございませんが、今後、必要に応じ条例を制定する予定でございます。また同時に、現在制定されております臨時職員及び一般職非常勤職員の規程の廃止も行ってまいりたいと考えております。

次に、ハラスメント対策についてですが、民間労働法制においては、令和元年5月に、

ハラスメント防止対策の法制化が盛り込まれた女性活躍推進法等、改正案が成立し、令和2年6月からは、事業主に、ハラスメント防止のための雇用管理上の措置が義務づけられることになっております。また、令和2年1月には、公務職場におけるパワー・ハラスメント防止対策検討会の報告がなされ、民間労働法制の考え方を参考にした具体的な方針も示されております。

当企業団でのハラスメントの発生状況、発生の際の対処法及び防止条例についてであります。当企業団には、地方公営企業労働関係法に基づく企業長の指名による3名及び労働組合からの指名による3名の合計6名から編成される苦情処理共同調整会議が設置されており、職員が労働条件に対しての苦情を申し出る際は、各委員を通して申し出ができる体制となっております。この苦情処理共同調整会議により、ハラスメント発生の事案に対しても対処を行う方針であります。

また、昨年の12月には、全職員を対象として、外部講師に依頼し、法改正後のハラスメントに対する研修を実施いたしました。その研修から学んだ新しい基準に基づき、事例を踏まえ、現在まで職員からそういった事例が発生したという報告はございません。

今後も、ハラスメント防止のための枠組みを適切に設けるとともに、職員一人一人がハラスメントを行ってはならないという責務を深く自覚し、よりよい勤務環境の実現に貢献できるよう取り組んでまいります。以上であります。

○若泉昌寿 議長

答弁が終わりました。5番、杉森弘之議員。

<5番、杉森弘之議員 登壇>

○5番（杉森弘之 議員）

再質問を行います。

まず、会計年度任用職員制度に関してですが、県南水道企業団では、臨時・非常勤職員がいないとのこと。このことは大変すばらしいことだと考えます。周知のとおり、総務省の研究会である地方公務員の臨時・非常勤職員及び任期付職員の任用等の在り方に関する研究会の報告書でも、公務の中立性の確保、職員の長期育成を基礎とし、職員の身分を保障して職員が職務に安んじて精勤できるようにすることによる公務の能率性の追求、各地方公共団体における企画立案やサービスの質の担保等の観点から、任期の定めのない常勤職員を中心とする公務の運営という原則は維持することを前提とすべきであると明記されています。今後も、この原則を堅持されるように望むものであります。

次に、職場におけるハラスメント対策についてですが、全職員を対象に研修も行われているということですので、ぜひとも続けていてもらいたいと思います。同時に、人間が集団で行動する場合、個々人のさまざまな性格の違い、能力の違いというものがあるわけですから、ハラスメントは常に起こり得るものとして、対策を一時的なものではなく、恒常的に考えるべきではないでしょうか。そして、そのための基本的な考え方、制度を、例

えばハラスメント防止条例などの形で定めるべきではないかと考えます。牛久市などでも、そのような趣旨で昨年、同条例を制定しましたが、執行部の考え方をお聞きいたします。

○若泉昌寿 議長

答弁を求めます。雑賀 勇事務所長。

<雑賀 勇 事務所長 登壇>

○雑賀 勇 事務所長

杉森議員のご質問にお答えいたします。

企業団の職員のためにいろいろと考えてくださっていることは、ありがたいと思います。ハラスメントの条例については、まだそんなにできていない自治体も多いと思うんですが、うちのほうも、牛久市さんの条例を参考にしながら研究させていただきまして、制定ができるような状況に持っていけるかどうかは、今ははっきり申し上げられませんが、そういう方向で研究させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○若泉昌寿 議長

答弁が終わりました。

これで杉森弘之議員の質問を終わります。

通告の順番に発言を許します。4番、北島 登議員。

<4番、北島 登議員 登壇>

○4番（北島 登 議員）

一般質問を行います。私の質問は、今、ただいま行われている水道審議会で紹介されている資料についてです。

審議会の内容についてあれこれ言うつもりはありませんが、この「水道事業の運営状況」というタイトルの149ページにわたる資料、これが審議委員に配付され、そして毎回の審議会で、約半分の時間を使って、この資料の説明がされています。

前回の議会では、この審議会が値上げありきの審議会になるのではないかという発言もありましたが、この資料を読みますと、値上げやむなしと、そういう結論に誘導するようになっているのではないかと、そういうふうに見受けられます。そこで、内容についての幾つか伺います。

まず、資料の48ページには、皆さん、手元に資料がないのでわかりにくいと思いますが、けれども、類似団体との水道料金比較、1カ月20立方メートル当たりの家庭用料金、そして料金比較のグラフがあります。そのグラフ、比較されている事業者については、福島市、つくば市など全国から9事業団体、これが挙げられていますが、それと全国平均の比較となっています。

その説明文には、県南水道、当企業団の料金について、全国平均は上回るものの、県内事業体や類似団体と同水準となっていますとあります。グラフを見ますと、県南水道より高いのは、山武郡市広域水道企業団と東広島市の二つだけです。グラフの内容と説明文が

どうも一致していない。

そして同時に、隣のつくば市、これは県南水道企業団の水道よりも972円低い2,808円となっています。なのに、説明文では、県南水道は低いような説明になっている。こういうことで、例えば、つくば市が低い理由、これを調べ、県南水道でも取り入れるべきことがないか、そういったことは考える必要があるのではないのでしょうか。そして、このグラフにある類似団体というのは、どんな基準で選択されているのか、お伺いします。

次に、資料の147ページから148ページの料金改定の事業体のリスト、2016年度と2017年度に料金改定した事業体142がリストとなっていて書かれています。多くは値上げしているわけですが、そのうち家庭用料金で16の事業体が値下げしています。家庭用で最大の値下げは南伊勢町の38.2%、こういう事業体、どのようにして値下げできたのか詳しく紹介すべきではないか。

この説明文の中では、受水費の値下げや水道事業統合、簡易水道統合による料金の平準化が主な要因となっていますと書かれていますけれども、さらに詳しく値下げできた手法について説明していただきたい。そして、県南水道として取り入れるべき方法があるのかどうか、お伺いいたします。

次に、老朽化した施設の更新が今最大の課題となっておりますが、今後の財政状況を圧迫させる要因ともなっています。過去のことを言っても仕方がないという考えもあるかと思えますけれども、必要なときに必要なことをする、このことが大事で、そのためにも過去の問題から教訓を導くことが今後の経営にとっても大事ではないかと思えます。

そこで、お伺いいたします。必要な施設の更新を進めなかった理由は何かということですね。例えば、石綿セメント管の更新、国庫補助事業として水道管路近代化推進事業費の制度がありました。これは2011年に突然打ち切りになりましたけれども、50%を超える補助金が出たというふうに聞いております。この制度があったもとでも、県南水道の石綿管の更新率は上がっていません。有効に使ってこなかった、これはなぜか。そのツケが今、回ってきているのではないかというふうに思います。このような老朽化、非耐震性の配水管などの必要な更新を行わなかった理由は何か、お伺いいたします。

そしてもう一つ、資料の114ページには、水道事業に係る補助事業の基準例というのがあります。ここは文章でいろいろと説明してあるんですが、この内容を見ると、例えば家庭用10立方メートル当たりの水道料金が全国平均1,543円を上回っているのが基準外、これ、わずか1円上回っただけなんですけれどもね。それから、給水収益に占める企業債残高についても、全国平均より低いため基準外で補助対象外、企業債が少ないというのは健全経営の一つの目安ですけれども、国は一方で、こういった基準について、広域化、民営化を行うについては、これらの基準は適用せずに手厚い保護をしようとしています。場合によっては、広域化のための工事等については7割を超えるような補助金を出す項目もあります。

こういった国の方向は、非常に極めて、今後コンセッション方式や民営化への道へつながるので、当企業団では行う、そういう方向を目指すべきではないとは思っていますが、老朽化施設の更新費用、補助金をさらに獲得するために、どういう努力、どういう方法を考えているのか、お伺いいたします。

以上で質問を終わります。

○若泉昌寿 議長

答弁を求めます。野中 治次長。

<野中 治 次長 登壇>

○野中 治 次長

北島議員のご質問にお答えいたします。

まず、水道運営審議会の説明資料が、料金体系の変更と水道料金値上げの誘導になっていないかについてであります。審議会におきましては、現在の当企業団の水道事業の運営状況や水道事業を取り巻く状況、将来予測などについて時間をかけてご説明しているところでございます。

これらの資料につきましては、国や日本水道協会が示している手法に基づいて作成しているものであり、決してその方向性を誘導するようなことはしておらず、さまざまな立場でご参加いただいている審議委員の皆様が、水道事業についてご理解いただき、公正に審議していただけるよう作成、公表しているものであります。

次に、審議会資料に記載した料金比較の対象事業体の採択基準についてであります。これにつきましては、資料の冒頭で明記しておりますが、総務省の調査資料をもとに日本水道協会が作成している水道事業経営指標における類似団体を比較対象として選定しております。水道事業経営指標につきましては、当該水道事業体の水源、給水人口、有収水量密度によって区分されております。

次に、審議会の資料に記載いたしました平成28年度及び平成29年度において値下げを行った水道事業体の改定理由についてであります。資料の中にも示しておりますとおり、この2年間で142の水道事業体が水道料金を改定しており、そのうちの約19%に当たりまず24事業体が値下げ改定を行っております。

その理由といたしましては、3割以上の事業体が、簡易水道を含む事業統合がその理由となっております。次に多いものが、水道用水供給事業者の料金値下げが影響していると思われるものが約21%となっております。このほか、上下水道の統合や下水道料金の値上げなど、下水道事業との兼ね合いを理由としているものが合わせて25%となっており、その他の理由が約2割となっております。

次に、必要な施設更新を進めていなかった理由についてであります。これまでは、企業債に頼らず、自己資金の範囲内で可能な限り更新事業を進めていくという方針のもと、施設更新を行ってまいりました。その結果として、企業債償還金や支払い利息を抑制する

ことにつながり、また枯渇していた内部留保資金を適正水準まで引き上げることができました。しかしながら、一方で、更新ペースが上がらず、施設の老朽化が進行してしまっている状況となっております。

そのような状況から、昨年度に経営戦略プランを策定し、これ以上、施設の老朽化を進行させることなく、事業運営の健全化を目指すことを目的として、必要な財源を確保し、更新ペースを加速していくという方針を定めました。現在、その方針の具体的な内容について、審議会において委員の皆様にご審議いただいている状況となっております。

次に、老朽施設の更新費用で交付金の率が低い理由についてであります。ご指摘のとおり、水道事業に係る補助金の交付率につきましては、下水道事業等の他事業と比較いたしますと低い水準となっております。

この点につきましては、これまでも日本水道協会や全国水道企業団協議会などを通して交付率の向上を要望してまいりましたが、国としては、限られた予算の中でより多くの水道事業体を支援するという方針により、低い交付率となってしまうということが考えられます。

国の補助事業につきましては、今後も引き続き、我々が活用できるような制度の新設や交付率の引き上げについて、日本水道協会等を通して要望してまいります。以上であります。

○若泉昌寿 議長

答弁が終わりました。

これで北島 登議員の質問を終わります。

通告の順番に発言を許します。10番伊藤悦子議員。

<10番、伊藤悦子議員 登壇>

○10番（伊藤悦子 議員）

通告に従い、三つの一般質問を行います。日本共産党の伊藤悦子です。

公営企業として住民に安心安全な低廉な水を供給するということは、言うまでもありません。近年、水道事業の環境が大きく変化していく中、当企業団は、経営戦略プラン、計画期間が令和2年度から令和11年度までの10年間を策定しています。今後は、この策定に基づき、最適で災害に強い施設整備と持続可能な経営基盤の確立に重点的に取り組み、安全安心な水道水を安定して供給し、より健全な水道事業を次世代に引き継ぐことを目指すとあります。そこで、お聞きいたします。

初めに、有収率向上と漏水対策についてです。

昨年度の決算審査の意見書では、有収率は事業経営に大きく影響する、給水収益が見込めない状況では、引き続き漏水対策を推進し、有収率の向上及び安定した供給体制の確立を図っていただきたいと求めています。

そこで1点目ですが、過去5年間の有収率の状況をお聞きします。

2点目に、有収率向上に向けた対応と漏水対策についてお聞きします。全体の計画と令和2年度についてどんなふうになっているのか、お聞きをいたします。

2番目に、普及率の向上についてです。

普及率の向上も事業経営に大きく影響します。配管があるのに使われないのは、非常に残念なことです。使っていただけるような働きかけが必要だと考えています。決算審査の審査意見では、水道料金の改定について、利用者のご理解を得るためにも、普及率促進に向けて不断の努力を継続させたいとありますが、私は、ここの部分については反対の、これでは水道料金値上げありきというふうにとられるということで、料金の改定は認められないことを表明しておきたいと思います。

1点目に、普及率の状況についてです。全体と各地域の状況についてどうなのか。

2点目に、普及率向上に向けての対応をお聞きします。全体の部分と令和2年度の部分についてお聞きをいたします。

最後です。浄水費引き下げの取り組みについてです。

消費税が増税になり、生活への影響が大変となっています。日々の買い物も考えてしまうと、市民の間から意見も出ています。高い水道料金を引き下げてほしい、これは利用者の強い要望です。引き下げのためには、経費の約半分を占めている浄水費の引き下げを行うことです。当局も、引き下げのための要望を県企業局に行っているのは承知をしているところです。しかし、この浄水費の引き下げを引き続き行うことが求められます。そこで、お聞きをいたします。

1点目に、令和2年度は浄水費の契約の切りかえになります。これ以上の使用料の引き上げは、されるべきではありません。令和2年度はどのようになりますか、あわせて、契約水量はどのようになっているのでしょうか。

2点目に、令和2年度の契約水量と予想される使用量との差をお聞きします。

3点目は、令和2年度における浄水費引き下げの取り組みについてお聞きをいたします。使っていない分まで契約水量を払うということは、今までも、私どもは見直すよう求めてきたところです。このことについても、あわせてお聞きをいたします。

○若泉昌寿 議長

答弁を求めます。野中 治次長。

<野中 治 次長 登壇>

○野中 治 次長

伊藤議員のご質問にお答えいたします。

初めに、5年間の有収率の状況についてであります。平成26年度は90.12%、27年度は91.09%、28年度は91.00%、29年度は91.01%、30年度は89.86%となっております。

次に、向上に向けての対応と漏水対策についてであります。有収率の向上については、漏水の早期発見、修理することが重要であると考えます。日ごろから、職員による業務中

の移動時等、常に漏水の発見を心がけ、また住民等からの漏水通報の際は、早急に確認及び修理を行うよう努めております。

次に、漏水対策の取り組みとしましては、平成29年度から業務委託で、地表に出てこない漏水を発見するために漏水調査を行っております。令和2年度も引き続き、統計上、漏水の多い地区を対象に調査を予定しております。

今後におきましても、漏水の早期修繕及び老朽管の更新を進めることで有収率向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、普及率の向上についてであります。普及率の状況を平成30年度構成市町別でご説明いたしますと、龍ヶ崎市が74.9%、牛久市が88.3%、取手市が89.2%、利根町が91.4%で、構成市町全体で見ますと85.2%であります。

また、向上の向けての対応についてであります。毎年地区を変えながら6月の水道週間の期間中に、上水道が整備されている地区で地下水を利用している家庭を対象に、職員が個別訪問し、上水道切りかえへの加入促進を行い、普及率の向上に努めているところであります。

今後につきましても、新規工事施工時における水道加入促進の住民説明会や職員の個別訪問による加入促進、ホームページ等における加入促進PRを実施してまいりたいと考えております。

次に、浄水費引き下げの取り組みについてであります。茨城県からの受水料金につきましては、先月24日に、県企業局による用水供給事業関係水道担当課長会議において、現行料金のまま令和4年度まで据え置くことを決定したと報告を受けております。

今年度における受水費の引き下げをめぐる要望につきましては、まず県南用水供給受水8団体による要望については、つくば市が代表幹事となり、昨年10月23日に、県南広域水道用水供給事業料金に関する要望書として料金値下げの要望を、茨城県知事と茨城県企業局長に提出しております。

また、企業団単独の要望としては、先月21日に、契約水量見直しに関する要望書として、契約水量を9万375立方メートルから8万立方メートルへと引き下げる要望を、藤井企業長を初め、中山副企業長、根本副企業長、佐々木副企業長同席のもと、県庁の企業局長室において知事と企業局長宛てに提出しております。

この8万立方メートルについては、昨年度の実績、使用水量との差、約1万1,000立方メートルに基づいて設定しており、令和2年度の契約水量と予想される使用水量も同様の差が出るものと見込んでおります。

今後も、受水費の引き上げにつきましては、粘り強く要望を続けていきたいと考えております。以上であります。

○若泉昌寿 議長

答弁が終わりました。10番伊藤悦子議員。

<10番、伊藤悦子議員 登壇>

○10番（伊藤悦子 議員）

2回目の質問をいたします。

浄水費の引き下げの取り組みについてなんですけれども、料金が上がらないということについては、ほっとしているところです。しかし、まだまだ高い水道料金なわけですから、ぜひとも引き続き要望を出すということについては努力をしていただきたいなというふうに思います。

それと、契約水量についても、提言をするようになったところについては評価していきたいなというふうに思っています。ただ、県南広域水道は、平成30年度は21億7,400万円の黒字があったんですね。こういうことをきちんと調査して、それそのものをやっぱり相手側に伝えて、どうなんだというふうに迫っていただきたいというふうに思うんですけれども、こうした黒字で浄水費を引き下げて利用者に還元する、このことがすごく大事なことになると思うんですが、こういった資料というか、広域県南水道の状態を当局が知ることも非常に大事だと思っっているんですけれども、以前の質問で、県南広域事業の内容を、情報公開を求めるといっても言っていましたけれども、その点についてはどうなっているのか、お伺いをします。

○若泉昌寿 議長

答弁を求めます。雑賀 勇事務所長。

<雑賀 勇 事務所長 登壇>

○雑賀 勇 事務所長

伊藤議員のご質問にお答えさせていただきます。

情報公開につきましては、うちのほうも毎回、集まりがあるたびとか、そういうときには、県南広域自体、例えば茨城県には四つの広域事業としてありますけれども、それは一つだということで県からの回答がいつも出ているんですが、それについては常に出していただくようお願いはしています。

ただ、いまだに出ていないのが実情であります。出ていないので、それ以上はないんですけれども、これからも引き続き要求はしていこうと思いますので、よろしく願いいたします。

○若泉昌寿 議長

答弁が終わりました。10番伊藤悦子議員。

<10番、伊藤悦子議員 登壇>

○10番（伊藤悦子 議員）

質問というよりも、ぜひともやってほしいというところで、この県南広域水道の黒字が21億7,400万円あったということをご存じだったかどうかということ、1点ちょっとお答えいただきたいんですけれども、なかなか公表しないというんですけれども、大体私た

ちも、要求するときに相手が何を考えているのかということをよく知っておくことが大事なので、その辺については、本当に再度、毎回、またよろしくお願ひしたいなというふう
に思ひます。1点だけ、知っていたかどうかだけお答へください。

○若泉昌寿 議長

答弁を求めます。雑賀 勇事務所長。

<雑賀 勇 事務所長 登壇>

○雑賀 勇 事務所長

伊藤議員のご質問にお答へします。

黒字だというのはわかっていましたけれども、その県南単独でそれだけの額が出ていた
かどうかは、ちょっと把握できてはいなかったのが実情です、申しわけないですけれども。

○若泉昌寿 議長

答弁が終わりました。

これで伊藤悦子議員の質問を終わります。

以上で通告された一般質問が全部終わりました。

これで一般質問を終わります。

○若泉昌寿 議長

以上で、今定例会に付議されました日程は全部終了いたしました。

令和2年第1回茨城県南水道企業団議会定例会を閉会いたします。ご苦勞さまでござい
ました。

午後 3時23分 閉 会

○ 会議規則第 97 条の規定によりこの会議録を調製せしめ署名する。

令和 2 年 2 月 7 日

茨城県南水道企業団議会

議長

会議録署名議員

議員 3 番

議員 4 番